明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（三五）　三

〔政　令〕
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（二四七）　七

〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（**総務**五六）　七

〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**国家公安委**一五）　七
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二〇四）
○除籍の一部が滅失した件（**法務**三一四）
○除籍が滅失した件（**同**三一五）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一四五四、一四五五）　七
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（**農林水産・環境**九）　八
○少数生産車の型式を承認した件（**経済産業・国土交通・環境**八九～九四）　九
○運輸審議会件名表に登載された件（**国土交通**七〇五）　九
○高速自動車国道に関する件（**同**七〇六）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が決定された件（**防衛**一一一）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕
内閣　内閣府　外務省　一〇

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十七年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省）　一二
第五十七回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（原子力規制委員会）

〔公　告〕
諸事項
**官庁**
建設業の許可の取消処分関係　一二
**裁判所**
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二七
**特殊法人等**
厚生年金基金解散・清算人就任関係　二九
**会社その他**

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（法律第三五号）（総務省）

1　機構の目的（第一条関係）

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とすることとした。

2　定義（第二条関係）

㈠　この法律において「通信・放送・郵便事業」とは、次に掲げる事業をいうこととした。

(1)　電気通信事業（電気通信設備を他人の通信の用に供する役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）

(2)　放送事業（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信の役務を提供する事業をいう。）

(3)　郵便事業（信書その他の郵便物の送達の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）

(4)　(1)から(3)までに掲げる事業が提供する役務の需要の開拓に寄与する事業その他の(1)から(3)までに掲げる事業と密接に関連する事業であって、(1)から(3)までに掲げる事業と事業上の損益の全部を共通にするもの

㈡　この法律において「対象事業」とは、海外において行われる通信・放送・郵便事業又は海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業をいうこととした。

3　数（第三条関係）

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとすることとした。